

## 福井地方労働審議会 第1回家内労働部会 議事録

- 1 日 時 : 令和6年12月6日(金) 午前10時00分～午前11時30分
- 2 場 所 : 福井春山合同庁舎(10階) 第2共用会議室
- 3 出席状況:  
公益代表委員 森瀬委員、前田委員、峯金委員  
家内労働者代表委員 田中委員、津野委員、中澤委員  
委託者代表委員 赤澤委員、堀井委員、水寫委員  
事 務 局 青木労働基準部長、木村賃金室長、川口賃金室長補佐、  
富田賃金係員
- 4 議 事  
(1) 家内労働部会運営規程について  
(2) 福井県の家内労働の現状について  
(3) 第14次最低工賃新設・改正計画の実施状況及び第15次最低工賃新設・改正計画(案)について  
(4) 福井県衣服製造業工賃等実態調査結果等について  
(5) 福井県衣服製造業最低工賃の改正決定の必要性の有無について  
(6) その他
- 6 議事内容

### ○川口室長補佐

本日は、お忙しいところ御出席いただきましてありがとうございます。

ただいまから、福井地方労働審議会 第1回家内労働部会を開催させていただきます。

部会長が選出されるまでの間、事務局の方で会議を進行させていただきますので、よろしくをお願いします。

最初に、定足数について報告します。委員定数9名のうち、本日は全員の出席をいただいておりますので、開催要件を満たしておりますので、当部会は有効に成立していることを御報告します。

次に、本日の傍聴者につきましては、会議の傍聴案内の公示を行ったところ、傍聴の申込みはございませんでしたので、御報告します。

それでは、お手元の会議次第に従いまして、はじめに青木労働基準部長より御挨拶申し上げます。

### ○青木労働基準部長

労働基準部長の青木でございます。よろしくをお願いします。

本日は、年末を控えて、大変お忙しい時期に、家内労働部会に御出席いただきましたこと、また、日頃から私どもの労働基準行政に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、家内労働につきましては、長期的に見ますと、家内労働者数は減少傾向にありつつも、福井県内では、現在 1,300 人以上の家内労働者が「ものづくり」を支えています。

これらの家内労働者の方々の労働条件の向上と生活の安定を図ることを目的に家内労働法がございます。中でも、最低工賃制度はその中心を成すものと考えております。

現在、福井県内の最低工賃は二つあり、衣服製造業と眼鏡製造業の 2 業種に最低工賃を設定してございます。最低工賃は改正計画を設定しており、今年度までの 3 年間で第 14 次改正計画となっているところです。

本日は、会議次第にありますとおり、次年度以降の第 15 次改正計画について説明させていただくとともに、本日のメインとなります衣服製造業最低工賃額の改正の必要性の有無につきまして、皆様に御審議をいただくこととしております。

委員の皆様方には、是非、活発な御議論をいただき、滞りなく結論が得られますようお願い申し上げます。挨拶とさせていただきます。

#### ○川口室長補佐

続きまして、本日の資料の確認をします。

本日、会議次第、委員名簿のほか、会議資料として、資料目次が最初にある「令和 6 年度福井地方最低賃金審議会第 1 回家内労働部会資料」、別冊で「令和 6 年度福井県衣服製造業工賃等実態調査結果」、「家内労働法」の抜粋資料、「家内労働のしおり」となります。

ここで、事前に配付しました会議資料につきましては、資料番号の誤植の訂正や特定の企業と判別できる情報を削除したものとしましたので、改めてお配りしております。

続きまして、委員の方々を紹介させていただきます。委員名簿を御覧ください。

〈委員名簿を讀上げ紹介〉

続いて、事務局職員を紹介します。

〈事務局名簿を讀上げ紹介〉

続きまして、「部会長及び部会長代理の選出」に移りたいと思います。

部会長及び部会長代理の選出方法につきまして、事務局より説明させていただきます。

○木村賃金室長

部会長の選出につきましては、地方労働審議会令第6条第4項において、「部会に部会長を置き、当該部会に属する公益を代表する委員及び臨時委員のうちから、当該部会に属する委員及び臨時委員が選挙する」ということになっております。

これに関し、従来より、あらかじめ公益委員で協議の上、推薦していただく方法を採っていますが、このような方法でよろしいでしょうか。

(異議のないことを確認)

○木村賃金室長

それでは、事前に、部会長には森瀬委員を推薦する旨の御報告をいただいておりますので、委員の皆様御推薦により決定いただいたということでもよろしいでしょうか。

(異議のないことを確認)

○木村賃金室長

ありがとうございます。

次に、部会長代理の選出ですが、地方労働審議会令第6条第6項によりまして「公益を代表する委員及び臨時委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。」となっておりますので、この後、部会長より指名していただきたいと思っております。

それでは、今後の議事進行を森瀬部会長にお願いします。

○森瀬部会長

福井新聞社の森瀬です。労働局全般のことを議論する福井地方労働審議会の委員であり、家内労働部会では部会長を務めさせていただきます。初めてのこともありますので、円滑な運営に御協力いただきたく存じます。

賃金にこれほど注目の集まることも、これまでなかったことかと思っております。いろいろな御意見をいただき、良い方向で収れんできれば良いと思っています。よろしくお願いいたします。

それでは、私から「部会長代理」を指名させていただきます。

公益委員の峯金委員に部会長代理をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

峯金部会長代理、御挨拶をお願いします

○峯金部会長代理

御指名いただきました峯金と申します。

数年間、家内労働部会の委員を務めています。最低工賃は1件幾らとされ、議論が難しいところがございますが、充実した議論ができればと思っています。よろしくお願いいたします。

○森瀬部会長

それでは、ここから議題に入ります。

議題（１）「家内労働部会運営規程について」事務局から説明をお願いします。

○木村賃金室長

はい。運営規程について御説明します。

資料目次の頁をおめくりください。資料の下部、左右に、通しの頁番号を付しております。

R 6 第 1 回家内－ 1 頁の「福井地方労働審議会家内労働部会運営規程」を御覧ください。

第 1 条では、「福井地方労働審議会家内労働部会の議事運営は、厚生労働省組織令第 156 条の 2、地方労働審議会令及び福井地方労働審議会運営規程に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。」とされておりますように、当家内労働部会の運営については、いくつかの規程に基づくこととなっております。

具体的には、資料 2 頁が、今ほどの第 1 条に記載がある家内労働部会の上部機関である「福井地方労働審議会運営規程」であり、資料 3 頁の同規程第 7 条によって準用する第 5 条を見ていただきますと「会議は原則として公開とする。」とされておりますので、原則的には公開することになっておりますが、「公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利等が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は会議を非公開とすることができる」とされており、これらの規定に該当する家内労働部会の非公開の取扱いについては、採決をするような場合が該当すると思われま。

次に、第 6 条を見ていただきますと、議事録の署名に関する記載がございますので、議事録につきましては、出席委員全員に確認していただきながら、作成します。

また、第 6 条第 2 項のとおり、議事録及び会議資料についても原則公開することになっております。議事録においては、発言者氏名が公開されますので御承知おき願います。

議事録及び会議資料は、一般の閲覧等の利用に供するほか、当局のホームページに掲載することになります。

なお、議事録につきましては、会議の公開と同様の基準により非公開とすることができるとされており、第 6 条第 3 項により議事録を非公開とする場合には、「議事要旨」を作成し、公開することになっております。

次に、資料 3 頁の第 10 条には、「部会長が委員である部会又は最低賃金専門部会が、その所掌事務について議決をしたときは、当該議決をもって審議会の議決とする。」とされております。

当家内労働部会は、本審委員である森瀬部会長が選任されておりますので、当家内労働部会の議決はそのまま福井地方労働審議会の議決になるということになります。

なお、この議決の方法についてですが、資料5頁の「地方労働審議会令」に定めがあり、具体的には、資料6頁の審議会令第8条第3項によって準用される同条2項「審議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。」とされております。

基本的には、全会一致で議決していただくことが望ましいのですが、どうしてもという場合には、多数決によることが定められていることを申し添えます。

説明は以上です。

○森瀬部会長

ただいまの事務局からの説明について、何か御質問、御意見はございますか。

(質疑、意見のないことを確認)

○森瀬部会長

それでは、家内労働部会の議事録は「公開」することとしますが、採決については、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると認め、「非公開」とすることとして、皆様よろしいでしょうか。

(異議のないことを確認)

○森瀬部会長

それでは、家内労働部会の議事録は公開とし、採決については非公開とします。

○森瀬部会長

次に、議題(2)「福井県の家内労働の現状及び衣服製造業最低工賃の改正の経過等について」事務局から説明願います。

○木村賃金室長

最初に、県内の家内労働者の現状について、説明します。

それでは、資料R6第1回家内ー8頁を開き、資料を横置きにいただき「業種別家内労働従事者数」を御覧ください。

これは、毎年4月に委託者から提出されます「委託状況届」及び本年10月に当局にて実施した家内労働概況調査より、福井県内の家内労働に携わる委託者及び家内労働者について集計したものです。

県内の家内労働者数の総計は1,295人で、業種別に見ると最低工賃が設定されている衣服製造業を含む「繊維工業」の合計数は464人で、全体の35.8%を占めております。最低工賃設定のある眼鏡製造業が含まれる「その他の製造業」の546人で全体の42.2%で、最も多い業種となっております。全体での男女別の人数は、女性が1,163人で全体の1,295人に対し、89.8%を占めています。

次に、委託者数についてです。県内の委託者数は138件で、業種別に見ますと、「織

繊維工業」が 59 件と最も多く、全体の 42.8%を占めており、次いで、「その他の製造業」が 43 件で、全体の 31.2%となっています。

この 2 業種以外の業種では、家内労働者数は 100 人未満となっております。

次に R 6 第 1 回家内 - 9 頁を御覧ください。これは、今ほど説明しました「繊維工業」と「その他の製造業」及び「全業種」に関する委託者数と家内労働者数の集計結果について、令和 2 年から令和 6 年までの 5 年間の年次の推移を取りまとめた表となっております。これらを見ますと、衣服製造業が含まれる繊維工業の家内労働者数については、漸次、減少傾向となっておりますし、眼鏡製造業が含まれるその他の製造業についても増減がみられるものの、減少している状況となっております。

厚生労働省本省が事務局に示す「最低工賃決定の手引」では、最低工賃が設定されている適用家内労働者が 100 人未満に減少し、将来も増加する見通しが無いなど、実効性を失ったと思われる最低工賃については、今後の在り方を検討した上で、廃止することも検討する取扱いとなっております。

現状は、そのような状況にないことについて、本日御確認をお願いするとともに、2 業種以外の業種で、新たな最低工賃を設定する状況にないことも確認をお願いします。

次に、R 6 第 1 回家内 - 10 頁を御覧ください。

県内 2 業種の最低工賃の改正経過と全国の衣服製造業の改正経過について御説明します。

県内の昭和 62 年度以降の衣服製造業最低工賃と眼鏡製造業最低工賃の改正及び改正見送り等について、年次別に取りまとめた一覧表となります。

黄色の網掛けは「改正」を、緑色の網掛けは「改正（諮問）見送り」を、白色は「審議対象外」の年度を現わしております。

これまでの改正は、原則、2 年間隔とし 3 年毎に改正決定の必要性を審議してきたところです。

眼鏡製造業は、令和 3 年度の改正を見送り、令和 4 年度に改正審議され、令和 5 年 4 月 30 日に改正発効となっております。

婦人、スポーツ、下着など衣服製造業については、令和 3 年度に改正審議を行い、令和 4 年 4 月 22 日改正発効となり、本年度改正の計画となっております。

資料 R 6 第 1 回家内 - 11 頁を御覧ください。

第 14 次 3 か年計画である令和 4 年度から令和 6 年度までの、全国の衣服関連の改正状況です。

各都道府県労働局のホームページを確認し、改廃年月日、件名、婦人服、スポーツ服、下着での対象品目を取りまとめております。

番号 21 に、福井が記載されております。

当局では、婦人服では、スカート及びスラックスを対象品目としておりますが、全国的にはワンピース、ブラウス、コート等を対象品目としている最低工賃があることを御承知おきいただけたと思います。

スポーツ服については、番号 24 の島根がありますが、直近の改正年度が平成 15 年度です。また、下着についても番号 3 徳島に記載がありますが、直近の改正年度が平

成 19 年度であること、番号 13 滋賀では、ほかの品目の下着が設定されていますが、直近の改正年度が平成 9 年度改正であることを御承知していただけたと思います。

第 14 次 3 か年計画において衣服関係については、26 局において改正計画が見込まれておりました。令和 4 年度に 4 局のうち 3 局が改正、令和 5 年度において 11 局のうち 4 局が改正、令和 6 年度において当局を含む 11 局において審議が行われる予定となっております。

説明は以上です。

#### ○森瀬部会長

ただいま、事務局から説明がありましたように、県内の「業種別 家内労働従事者数」は、「繊維工業」は、家内労働者数 464 名、委託者 59 件、「眼鏡製造業」は、家内労働者数 546 名、委託者 43 件であり、両業種の最低工賃を廃止する状況ではないこと。また、これら以外の業種では、家内労働者数が 100 名を超えるものはなく、新たな最低工賃を設定する状況ではないこと。以上のような説明がありました。

これについて、皆様から何か御質問、御意見はございませんでしょうか。

(質疑、意見のないことを確認)

#### ○森瀬部会長

それでは、県内の家内労働の現状から、現行の最低工賃を廃止する状況になく、また、新設する状況にはないことを、当部会として確認をさせていただきます。ありがとうございました。

次に、議題（3）「第 14 次最低工賃新設・改正計画の実施状況及び第 15 次最低工賃新設・改正計画（案）」について、事務局から説明をお願いします。

#### ○木村賃金室長

資料 12 頁、13 頁を御覧ください。

最初に、3 か年計画である最低工賃新設・改正計画の実施要領について簡単に説明させていただきます。

これまでは、基本的に、3 年をめどに実態を把握の上、見直しの検討を実施することになっておりました。

見直しの際には、工程・規格等が業務実態と乖離（かいり）している最低工賃については、工賃額のみならず、工程・規格等についても見直しを行うことになっております。

ただし、委託者の業種における景況や受注量の減少のために最低工賃の改定が困難で、なお改正を行う状況にないと判断される場合には、家内労働部会の了解のもと、改正諮問の見送りを行うことになっております。

さらに、先にも説明しましたが、最低工賃が設定されている適用家内労働者が 100 人未満に減少し、将来も増加する見通しが無いなど、実効性を失ったと思われる最低

工賃については、今後の在り方を検討した上で、廃止することも検討する取扱いになっております。

これらの観点も念頭に置いた審議をお願いしたいと思っております。

お手元の資料R 6 第 1 回家内-12 頁です。

12 頁は、「第 14 次最低工賃新設・改正計画」です。対象年月は、令和 4 年 4 月～令和 7 年 3 月です。福井県の最低工賃については、資料記載のとおり、令和 4 年度に眼鏡製造業最低工賃の改正を行い、今年度は衣服製造業最低工賃の改正計画とされており、10 月に実態調査を行ったところです。

次に、13 頁を御覧ください、第 15 次最低工賃新設・改正計画（案）です。対象年月は、令和 7 年 4 月～令和 10 年 3 月の次期 3 年計画案となります。

令和 7 年度は、眼鏡製造業、令和 8 年度は衣服製造業、令和 9 年度は眼鏡製造業の改正を計画し、隔年での工賃改正を計画とした内容となります。

隔年での改正の理由としては、経済情勢の変化や地域の実情、近年の地域別最低賃金の大幅な引上げ傾向にある中で、最低賃金との均衡を考慮する必要があるためであります。本日、部会での了解をいただきたく、御審議をお願いします。

続きまして、R 6 第 1 回家内 - 14 頁、15 頁を御覧ください。

14 頁は、先ほど説明しました衣服製造業最低工賃額の改定状況を記載した一覧表です。工程の定め方の変遷を表しています。

15 頁は、衣服製造業の工賃改正の推移に併せて、福井県最低賃金の引上率と最低工賃の引上率との関係を記載した資料です。

また、R 6 第 1 回家内 - 16 頁は、眼鏡製造業の工賃改正の推移に併せて、福井県最低賃金の引上率と最低工賃の引上率との関係を記載した資料です。

R 6 第 1 回家内 - 17、18 頁、19、20 頁の資料は、現在適用されている福井県衣服製造業最低工賃と福井県眼鏡製造業最低工賃に関するリーフレットとなります。

次に、R 6 第 1 回家内 - 21 頁は、平成 27 年度以降の福井県最低賃金の改定状況が記載された一覧表となります。

最近の状況としては、衣服製造業最低工賃の直近の改正である令和 3 年度改正の最低賃金額は 858 円であり、本年度改正の最低賃金額は 984 円です。この間、14.7%引き上げられたこととなります。

近年の地域別最低賃金の大幅な引上げ傾向にある中で、最低工賃を見直す間隔が広ければ、その間の最低賃金の引上率も高くなることが分かります。

次に、県内の経済情勢について説明します。

R 6 第 1 回家内 - 22 頁以降の資料は、インターネット上に公開された経済情勢や景気予測、雇用失業情勢に関する公的な資料を提出させていただいたものであります。

R 6 第 1 回家内-22 頁からは、福井県公表の「福井県鉱工業指数」です。29 頁の「生産指数（季節調整済指数）の動き」については、右中段の線グラフにありますように、令和 2 年（2020 年）を 100 とした指数で、「衣類」は 50 前後で推移しております。眼鏡製造業を含む「その他の工業」は 150～160 で推移しています。

続いて、R 6 第 1 回家内 - 31 頁からは、福井財務事務所公表の「福井県内経済情勢」です。



同 33 頁上部の「生産活動：持ち直しつつある。」では、繊維について「衣料向けは足踏みの状態にあるものの、非衣料向けは持ち直しつつあることから、全体では緩やかに持ち直しつつある」とされています。また、その他の工業（眼鏡枠及び部品）について「緩やかに回復しつつある。」とされています。38 頁には、鉱工業生産指数（業種別）の推移グラフが掲載されています。

続いて、R 6 第 1 回家内 - 41 頁以降は、福井財務事務所公表の「福井県内の法人企業景気予測調査」です。同 44 頁上部の「先行き見通し」では、「全産業では、「上昇」超の見通しになっている。」とのことです。

R 6 第 1 回家内 - 51 頁は、福井労働局公表の「雇用失業情勢」です。

51 頁に記載のとおり有効求人倍率は、引き続き高い水準で推移しているものの、51 頁下部に記載のとおり「県内の雇用失業情勢は、求人が求職を大幅に上回って推移している。ただし、物価上昇等が雇用に与える影響に注視する必要がある。」とされています。

R 6 第 1 回家内 - 56 頁は、月別求職理由別新規求職者の状況です。新規求職者中の「事業主都合」による離職者の推移を見ることができます。令和 4 年 9 月以降について、毎年年初めには数値が高まりますが、全体的に大きな変化はないと思われます。

説明は以上です。

○森瀬部会長

ただいま事務局から、過去の改正の経緯、流れ、経済情勢について御説明がありました。委員の皆様より、何か御質問、御意見はございませんでしょうか。

(質疑、意見のないことを確認))

○森瀬部会長

それでは、事務局提案の「第 15 次最低工賃新設・改正計画（案）」については、了承することとします。

次に、議題（４）「福井県衣服製造業 工賃等実態調査結果について」事務局から説明をお願いします。

○木村賃金室長

令和 6 年度の福井県衣服製造業工賃等実態調査の結果について説明させていただきます。資料「令和 6 年度 福井県衣服製造業工賃等実態調査」を書かれた資料の下部に別冊一頁番号を付した資料を御覧ください。

表紙をめくっていただき、別冊一 3 頁を御覧ください。

衣服製造業工賃等実態調査につきましては、当局で把握している委託者のうち日本産業分類 E116、E117 に分類されている委託者で、令和 6 年度は 38 社の委託者を調査対象としました。

結果としましては、調査票回答者数は 37 社で、家内労働者のいない事業所、廃止した事業所を除き 33 社より有効な回答がありました。

委託がある事業所数は33社で、前回の令和3年度は37社となっており、そのうち最低工賃適用工程実施委託者数は7社で、前回の令和3年度は13社となっております。

各調査項目の上段の欄には、委託あり（33社）の回答全体の集計結果を記載し、下段については最低工賃の適用がある工程（7社）の委託がある回答分の集計としております。

回答のうち、最も多かった区分に網掛けをしております。

なお、各調査項目の集計結果の説明は、時間の関係もありますので今回は省略させていただきます。

次に、別冊-6頁、7頁を御覧ください。

第10表-1、第10表-2の最低工賃対象品目に係る「品目、工程別の委託単位当たりの工賃額別」の委託者数及び家内労働者数です。

6頁、7頁は婦人服の「スカート」「スラックス」です。「スカート」を御覧いただきますと、上段の「最低工賃の設定あり」と下段の「最低工賃の設定なし」に分かれています。以後、品目ごとに同様の表の作り方となっています。

前回改正の令和3年度は、上段に「ボタン付け（根巻きに限る）」があり、下段に単なる「ボタン付け」がありましたので、これが論点になり、ボタン付けが「根巻きに限る」「根巻き以外」の2種類に分けて工賃を設定する改正が行われました。

このような観点で、資料を見ていただくことができると思います。

なお、「スカート」「スラックス」とも「ボタン付け」1個（根巻き以外）は前回改正された際に新設されたことから、今回の審議において金額の適正を御審議いただく必要性について、前回議論されています。

上段の「最低工賃の設定あり」には、黄色で網掛けしたところは、現行の最低工賃額未滿の部分を見わけております。例えば、スカートの「糸くず取り」について、最低工賃額は1枚22円ですが、最も安価な工賃で1枚30円でした。

8頁、9頁はトレーニング服の「トレーニングシャツ」「トレーニングパンツ」です。

トレーニングシャツの「糸くず取り」を御覧いただきますと委託条件は13円～17円であり、中央の値の15円に数値を入れております。最低工賃が1枚16円であり、1枚15円以下の工賃は最低工賃未滿となります。

10頁、11頁は下着の「スリッパ」「スリーマ」「ショーツ」です。

最低工賃を設定している、いずれの工程でも家内労働の実態が認められませんでした。この状況は、平成29年度、令和3年度においても同じです。

家内労働の実態がない中で、最低工賃を定めることについて、前回改正の令和3年度はほかの下着への波及を促す観点から、引き続き、最低工賃が設定され、金額としては最低賃金額の引上げ率を考慮した結果となっております。

次に、第10表-3、第10表-4は、最低工賃対象品目以外の「工程別の委託単位当たりの工賃額別」の委託者数及び家内労働者数です。

全国には、婦人服の最低工賃でブラウス等を設定していることは、先に説明したとおりです。当局の最低工賃の定める品目以外にも婦人服、下着に該当するものを認めましたのでオレンジ色に着色しています。

例えば「ブラウス」は各工程に1社ずつ値を記載していますが、委託者の実数としては複数の会社からの回答です。

下着関連で御覧いただきますと13頁に「ボトム下着」「補正下着」「ペチパンツ」「ペチコート」が下着であり、「糸くず取り」が行われていることが分かります。

次に、別冊-18頁を御覧ください。

家内労働者の回答に関する集計結果です。委託者の協力により家内労働者に調査票を発送できた数は246名分で、調査票返送者数は88名、うち最低工賃適用者は18名でした。

18頁、19頁は、家内労働者の属性を取りまとめました。

20頁、21頁は、工賃を取りまとめました。

「調査項目6」は、9月分実績の工賃ですが、2万円以下が最も多くなっています。

「調査項目7」は、9月の従事日数ですが、20日までが最も多くなっています。

「調査項目8」は、9月の1日平均従事時間ですが、3時間以下が最も多くなっています。

これらから、モデル的に算定しますと月60時間以下で、月3万円以下ですと、時間額換算で500円程度になることが分かると思います。

資料23頁からは、作業工程の解説です。説明は省略します。

資料33頁からは、令和3年度の調査結果です。43頁以降の表と今回を見比べますと、実際の工賃の推移が読み取れます。

説明は、以上です。

#### ○森瀬部会長

ただいまの説明に関して、ポイントを整理しておきたいと思います。

衣服製造業最低工賃に設定されている品目については、実態調査結果の6～11頁の表に記載があり、現行の最低工賃について設定されている作業工程と、実態調査の結果明らかとなった実際の作業工程との間に乖離が見られないかを確認する必要があります。

二つ目は、衣服製造業最低工賃に設定されていない品目については、実態調査結果の12～17頁の表に記載があり、色分けしたものは婦人服・スポーツ服又は下着に該当するとの回答ですが、現行の最低工賃について、追加・統合すべき品目がないか、確認する必要があります。

以上の大きく分けて二つのポイントがあろうかと思いますが、これについての審議は、次第(5)で行いたいと思います。まずは、「福井県衣服製造業 工賃等実態調査結果」の結果そのものについて、何か御質問、御意見はございませんでしょうか。

(質疑、意見のないことを確認)

#### ○森瀬部会長

それでは、これまでの説明等を踏まえて、議題(5)「福井県衣服製造業 最低工賃

の改正決定の必要性の有無について」の審議に入ります。

まず、「進め方」でございますが、改正決定の必要性の有無について、はじめに、家内労働者側委員、次に、委託者側委員の順で御意見をお伺いし、その後、公益委員も含めまして委員の皆様から各側への御質問など、意見交換を行いたいと思います。

なお、先ほど御了承いただいた第15次改正計画のとおり、次の改正審議の時期は、2年後の令和8年度となりますこともお含みおきいただければと思います。

それでは、家内労働者側の皆様、いかがでしょうか。

#### ○中澤委員

今まで御説明をお受けして、最低賃金自体が、先ほど御説明のとおり、令和3年度から令和6年度までに約15%引上げになってきているという御報告でした。

また、今回の令和6年度の衣服製造業工賃等実態調査を拝見しておりまして、工賃が、全体的に御報告いただいている調査結果により最低工賃を超えている部分が見られます。

最低賃金が上がっている実態と、実際に今回の調査結果で最低工賃を超えている実態を加味しますと、改正の必要がある旨発言をさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします、

#### ○森瀬部会長

ありがとうございます。

津野委員は、いかがでしょうか。

#### ○津野委員

中澤委員の言われたとおりです。令和3年から物価がかなり上がっています。この時代になって暮らしていくという時に、かなり負荷がかかっているのではないかと思いますので、その辺も考慮していただきたいと思います。私の方からは、以上です。

#### ○森瀬部会長

ありがとうございました。

田中委員は、いかがでしょうか。

#### ○田中委員

今日の議題は、衣服製造業の賃金の改正ということで、私は衣服製造の内職をしたことがあまりないのですが、昔一回だけ衣服の仕事を頼まれてやったことがあります。(仕事の内容は)とても厳しかったです。納得してできると、会社に行ってお教えてもらって、これならできるということでやらせてもらいましたが、いざ仕事をして持っていくと、「ここが違う」、「ここが少しずれている」と言われて、そのやった分の賃金をいただけなかったことがありました。

最低工賃が15円からと書いてありますが、これは厳しいかと、本当に適当なのかと感じます。以上です。

○森瀬部会長

ありがとうございます。ただいま、家内労働者側の方々に御意見いただきました。続きまして、委託者の皆さんからと御意見を申し上げます。赤澤委員から申し上げます。

○赤澤委員

(工賃を) 上げられるものであれば、上げていきたいと思っています。メーカーから、工賃の金額を上げてもらえたところは、(工賃を) 上げられると思います。メーカーさんと交渉して、(工賃の金額を) 上げるようにやっている、きつい会社さんもあると思います。最低賃金や物価(の上昇)ということもありますので、なるべく上げる方向で考えていきたいと思っています。

○森瀬部会長

ありがとうございます。  
堀井委員は、いかがでしょうか。

○堀井委員

実態調査を見ますと、一月の工賃は2万円台、2万円までということで、一月に20日、1日の時間については3時間以内ということで考えますと、最低賃金を下回っている、時給換算すると下回っているのかなと感じました。赤澤委員のおっしゃるように、上げられるのであれば上げていかないと、という気持ちはあります。一方で、生産指数がちょっと下がり気味であるということであるとか、赤澤委員がおっしゃっていたように、価格転嫁が県内の中小企業はうまくいっていないと思われる中で、大幅な改定ができるかどうかについては、少々疑問がありますので、上げるという意味はありますが、慎重な議論を期待したいと思っています。

○森瀬部会長

ありがとうございます。  
水寫委員は、いかがでしょうか。

○水寫委員

業種外ではございますが、今現状から考えますと、急激な円高による影響は非常に大きなものでございます。眼鏡業界においては、円高の影響はかなり原材料の高騰なり、それらが非常に顕著になっています。3か月で2倍に跳ね上がっています。その部分は、経営を圧迫しているところはございます。ただ、最低賃金が上がっている中で、やはり3年前の最低賃金と比べますと、確かに非常に大きく推移してございます。それらを加味しますと、やはりいろんな値上げの要因もございますが、価格転嫁に我々も一層努力して、賃金を上げる。労働力の減

少に伴う生産力の低下が、業界の中では、一番緊急性を要する問題です。その中に、賃金の問題は当然に含まれておりますし、魅力ある中小企業に対する、大企業ではなく、中小企業に対する賃金の設定の仕方、あり方というのは、今見直されているところです。眼鏡業界においては、そういったところを今見直しております。

ですから、物価上昇率に対して賃金を上げるというわけではなく、実情に応じた賃金の見直しが必要であると考えております。

#### ○森瀬部会長

ありがとうございました。

衣服製造業について、家内労働者代表の方々からは、最低賃金が上がってきていること、それから実態調査において（工賃の下限が）黄色で網掛けしている部分を超えていること、それから、暮らしていく上で、物価が上昇しているという情報を御提供いただいて、最低工賃を上げていただきたいという方向性の意見でした。

委託者代表側の意見は、大前提として、上げられるものであるなら上げていきたいという御意見ではございましたが、大幅に引上げできるかどうか、その辺は慎重に（検討を）お願いしたいということ、価格転嫁の問題や為替の問題などを御報告をいただき、議論の中で考慮していただきたいとのことでした。

それでは、ここで、公益委員のみで協議を行いたいと思います。午前11時15分まで休憩としたいと思います。それぞれの委員については席を離れていただいて結構です。午前11時15分までには着座をお願いします。

(休憩)

#### ○森瀬部会長

それでは、再開します。

休憩の間、公益委員で協議しました結果を申し上げます。

先ほど、両側委員より最低工賃の引上げについて御理解をいただく旨の発言があり、公益委員の意見としましてもその方向で進めたいと思います。ただ一点、先ほどの説明の中で、下着について、実態がないとの報告がありました。これを廃止にするかについては、影響やほかとの関連性もあり、現行の枠組みの中で検討する旨確認しておきたいと思います。

これで、労働者側、委託者側、公益側三者の意見が出揃いましたので、家内労働部会として、「改正決定の必要性有り・無し」の結論を出すため、ただいまから「採決」を行います。

採決に当たりまして、部会長である私は、可否同数となった場合に決裁権を持ちますので、私を除いた形で採決を行います。

それでは、「改正決定の必要性有り」に賛成の方、挙手をお願いします。

(採決を実施)

○森瀬部会長

採決の結果、全会一致により、当部会では、改正の必要性有りとの結論とします。

それでは、「福井県衣服製造業 最低工賃」の改正の必要性が「有り」との結論が得られましたので、今後の予定について、事務局から説明して下さい。

○木村賃金室長

福井県衣服製造業最低工賃改正の改正決定について、必要性を認めるとの結審を頂きましたので、この改正決定について、いわゆる具体的な金額審議につきまして、労働局長から福井地方労働審議会に諮問をさせていただきます。

ただいま、諮問文の写しを配付しましたので、こちらを御覧ください。

朗読します。

(諮問文を朗読)

では、諮問を行いますので、森瀬部会長と青木労働基準部長は会場中央へお願いします。

(青木労働基準部長から森瀬部会長に対し、諮問文を手交)

○木村賃金室長

ここで、青木労働基準部長から、御挨拶がございます。

○青木労働基準部長

本日は、大変お忙しい中、御審議を賜りまして、誠にありがとうございました。

福井県衣服製造業最低工賃の改正決定につきまして、「改正決定の必要性有り」との御答申をいただき、これを受けまして、これから金額審議に係る諮問をさせていただきます。

今後、年明け1月に開催します「最低工賃専門部会」におきましても、委員の皆様には何かと御苦労をおかけすることとなりますが、近年の最低賃金の引上げとの均衡も御考慮いただきつつ、全会一致での結審となりますよう何とぞよろしくお願い申し上げます。本日は、誠にありがとうございました。

○木村賃金室長

それでは、今後の流れについて説明します。

ただいまの諮問に合わせて、次に二つのことを行います。

一つは、最低工賃の改正決定に係る関係家内労働者及び関係委託者の意見を求める公示を行います。公示期間は、本日から12月20日(金)までの2週間を予定しております。

もう一つは、具体的な最低工賃改正に関する調査審議を行うための「最低工賃専門部会」を設置することとなります。

この最低工賃専門部会の委員は、審議会の委員及び臨時委員の中から地方労働審議会の会長が指名することとなっております。基本的には、この部会の委員の方々が指名される予定ですが、衣服製造業最低工賃専門部会については、衣服関係の工賃の専門的な審議を実施するということを考慮して、一部の委員の入れ替えを行わせていただく予定です。

指名された委員の方々には、別途御連絡をさせていただきますが、その時に合わせて専門部会の開催日程の調整も行わせていただきたいと思いますと考えております。なお、工賃専門部会は、1月23日までを目標に基本的には2回、異議申立がなされた場合の審議を合わせて計3回の開催と考えております。

引き続き、日程の確保に御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。説明は、以上です。

○森瀬部会長

事務局からの説明について、何か御質問、御意見はありませんか。

○津野委員

日程についてですが、1月1日から3回の開催でしょうか。

○木村賃金室長

1月10日から1月23日までの間での日程調整を考えています。

○森瀬部会長

ほかの方はいかがでしょうか。

○堀井委員

最低工賃の法的拘束力について教えていただけますか。

峯金委員にお尋ねすることが良いのか、最低工賃に満たない場合にどういったことがあるか、罰則はどうなっているかについて教えていただきたいと思います。

○峯金委員

家内労働法により、最低工賃に満たない場合は無効とされますが、詳しくは事務局から御説明願います。

○木村賃金室長

本日、お配りしました「家内労働のしおり」を御覧ください。罰則については、20頁を御覧ください。罰則第33条～第36条、2万円以下の罰金刑が家内労働法に定められています。

支払いについては、「家内労働のしおり」の7頁を御覧ください。第6条工賃の支払いは、原則として通貨でその全額を支払うこと旨が義務付けられています。

○森瀬部会長



ほかの方は、いかがでしょうか。  
質疑、意見がないようですので、これで家内労働部会を閉会します。

(閉会)